

農林水産省協同組合等検査規程（平成 23 年農林水産省訓令第 20 号）の一部改正について

令和 3 年 1 2 月
大臣官房検査・監察部調整・監察課

1 改正の概要

- (1) 検査命令書の交付対象の変更（第 5 条第 2 項）
検査命令書の交付対象を、検査員（全員）から検査の責任者とする。
- (2) 検査命令書の提示義務の削除（第 11 条第 1 項）
第 1 項において規定する検査命令書の提示義務を削除する。
- (3) その他所要の改正（附則第 3 条第 2 項）

2 施行日

令和 3 年 12 月 1 日